

三木スケートボードパーク利用規約

三木スケートボードパーク（以下「パーク」という。）を利用しようとする方（以下「利用者」という。）は、この利用規約（以下「本規約」という。）に同意し、これを遵守するものとする。

1. 利用できる方

パークの利用を申請し、登録を受けた方

2. 利用の範囲

パークでは滑走エリア内に限り「スケートボード」、「インラインスケート」、「キックボード」が利用できます。

なお、BMXは利用できません。

3. 利用許可申請

(1) 利用者は、あらかじめ、三木山総合公園屋内プール事務所で利用許可申請を行い、利用許可（登録）を受ける必要があります。

(2) 中学生以下の方が利用される際は、親権者同意署名（三木スケートボードパーク保護責任者申出書）が必要です。初めて利用される場合は親権者と一緒にお越しくください。

(3) 利用者は、三木山総合公園屋内プール事務所で利用規約等について同意し、身分証明書及び親権者同意署名（中学生以下の場合）の確認を受けた上で利用許可申請を行ってください。

(4) 利用許可申請の受理後、「三木スケートボードパーク利用登録証」又は「三木スケートボードパークお試し利用者登録証」を発行します。

（有効期限）

ア パーク利用登録証 発行日から1年を経過する日まで

イ パークお試し利用登録証 発行日のみ

4. 利用方法

(1) 入場時には、利用登録証を必ず携帯してください。パーク管理者が不定期に巡回して利用登録証のチェックを行います。

なお、パーク内の利用状況は、パーク管理者が常時カメラで確

認しています。

- (2) 小学3年生以下の方が利用する際は保護責任者（成人）の方の同伴（一緒に競技するか、見守り）が必要です。
- (3) 供用時間は午前8時30分から日没時刻まで。（ただし、午後7時を限度とする）
- (4) 休場日は、木曜日（木曜日が祝日にあたるときはその翌平日）、12月28日から1月4日です。
- (5) 荒天時（降雨や降雪等）の影響によりパークを閉鎖又は供用時間を変更する場合があります。
- (6) 施設全体或いは一部を閉鎖してイベント（教室、大会等）又はメンテナンス作業を行うことがあります。
- (7) 定員はありませんがパーク管理者が危険と判断した場合は、入場制限を行う場合があります。
- (8) プロテクターの着用は任意ですが、怪我防止のため、必要に応じて着用してください。

5. 利用料金

- (1) 利用料金は次のとおりです。

ア 市内に住所又は勤務先を有する方は、1人当たり1年につき2,000円

イ ア以外の方は、1人当たり1年につき3,000円

ウ お試し利用する場合は、1人当たり1日につき300円

エ 未就学児は無料

オ 未就学児以外の方が滑走エリア内に入場される場合は、上記の料金が必要

- (2) 利用時間等にかかわらず使用料金の還付は行いません。

6. 注意事項

- (1) パーク利用時は必ずヘルメットを着用してください。
- (2) パーク管理者が利用登録のチェックを求めた場合、利用登録証を提示してください。
- (3) 衣服は必ず着用してください。
- (4) 三木市は、パークでの事故や怪我等については一切の責任を負いません。万が一の事故に備えて任意で傷害保険や賠償責任保険に加入することを推奨します。

7. 利用禁止事項

利用については、三木市都市公園条例に従うとともに、次の行為を禁止します。

なお、本規約に反する行為をした場合は、退場を命じるとともに、利用登録を取り消す場合があります。

- (1) ヘルメット未装着での滑走
- (2) パーク内での喫煙及び火気器具の使用
- (3) パーク内での飲酒又は酒気を帯びての利用
- (4) 他の利用者への迷惑行為及び危険な行為
- (5) 近隣住民等への迷惑行為
- (6) パークを汚損又は破損させるような行為
- (7) 許可申請の手続きを行わない営利目的での撮影
- (8) 上記以外、パーク管理者が違反行為と認めた場合

附則

1. この利用規約は、令和5年4月1日から施行するものとする。
2. 令和6年4月1日 一部改正